



～家族で「選挙」のことで話してみよう～

No.28

～家族で「選挙」のことで話してみよう～

今回は、「選挙権」と「被選挙権」についてお伝えします

【選挙権】

選挙権とは、満18歳になると与えられる、私たちの代表を選挙で選ぶことができる権利のことです。国政選挙については、満18歳以上の日本国民なら選挙権を持っていますが、地方選挙については、さらに引き続き3カ月以上その区域内に住んでいることが必要となります。

【被選挙権】

被選挙権とは、皆さんの代表として国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員に就くことができる権利ですが、次の一定の条件を備えている必要があります。

- 参議院議員・都道府県知事 ⇒ 満30歳以上の日本国民
- 衆議院議員・市区町村長 ⇒ 満25歳以上の日本国民
- 都道府県議会議員・市区町村議会議員 ⇒ 満25歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上その区域内に住んでいること

選挙権および被選挙権の資格年齢は、選挙期日(投票日)に達していればいいんだよ。



笛吹市選挙管理委員会
笛吹市明るい選挙推進協議会

■問合せ先 笛吹市選挙管理委員会事務局 ☎ 055(262)4111